

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。
厚生年金に加入している方が会社などを退職したときは、手続きが必要になります。
届出が遅れると、将来年金を受給できない場合があります。
忘れずに届出をしましょう。

年金手帳

◆国民年金の加入者は3種類

- 第1号被保険者 … 20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方
- 第2号被保険者 … 民間会社や公務員など、厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者 … 厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満)の方

◆手続きが必要な場合

どんなとき	どうする	届出先
民間会社などを退職したとき	・国民年金への加入手続き ・扶養されている配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き	市民窓口グループ
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	・第3号被保険者への変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	・第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き	市民窓口グループ
年金手帳をなくしたとき	・再交付の手続き	・第1号被保険者 市民窓口グループ ・第3号被保険者 配偶者の勤務先
口座振替を開始・変更するとき	・口座振替納付(変更)申出書の提出	口座のある金融機関
納付書を紛失したとき	・納付書再発行の手続き	刈谷年金事務所
保険料を納めることが困難なとき	・保険料免除の手続き	市民窓口グループ
学生で保険料を納めることが困難なとき	・学生納付特例の手続き	市民窓口グループ
50歳未満で保険料を納めることが困難なとき	・納付猶予の手続き	市民窓口グループ
65歳になったとき	・老齢基礎年金の請求	市民窓口グループ (第1号被保険者の期間のみ加入の方)

※このほかにも手続きが必要な場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 ・市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 216)
・刈谷年金事務所 国民年金課 ☎ 21-2159